

公益法人の会計に関する研究会 (第1回)

議 事 次 第

日 時：平成25年8月5日(月) 10:00~12:00
場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 研究会の運営について
2. 公益財団法人公益法人協会からの意見聴取
3. 日本公認会計士協会からの意見聴取
4. 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果(速報)
5. 今後のスケジュール

【資料一覧】

- 〈資料1-1〉公益法人の会計に関する諸課題の検討について
(第244回委員会資料)
- 〈資料1-2〉公益法人の会計に関する研究会運営要領(案)
- 〈資料2-1〉会計基準研究会に望むこと
- 〈資料2-2〉質問9(会計)自由記入欄まとめ(別表として)
- 〈資料3-1〉公益法人会計検討のための体制整備について(要望)
- 〈資料3-2〉要望別紙
- 〈資料4〉公益法人会計基準適用についてのアンケート集計結果(速報)
- 〈資料5〉公益法人の会計に関する研究会開催スケジュール(案)
(平成25年8月~)

公益法人の会計に関する諸課題の検討について（案）

平成25年7月12日
公益認定等委員会

1 趣旨

公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）（注1）において、公益法人の会計に関する諸課題の検討を行うものとする。

（注1）現行の公益法人会計基準（20年基準）は、公益認定等委員会が平成20年4月に作成し、同21年10月に改定した。

2 検討課題

日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から公益法人の会計に関する実務上の諸課題を聴取し、検討課題を整理した上で、順次検討する。

3 検討の体制と手順

専門的な観点から具体的な検討を行うため、委員会の下に研究会を設け、常勤委員会議（注2）で審議方針の整理を行い、最終的には委員会で審議し、方針を決定する。

(1) 研究会の構成

公益法人の会計に関する学識経験者又は公認会計士数名に委員会委員長から参与を委嘱し、研究会を構成する。研究会には、公認会計士である常勤委員がオブザーバー参加する。

(2) 委員会との関係、検討プロセス等

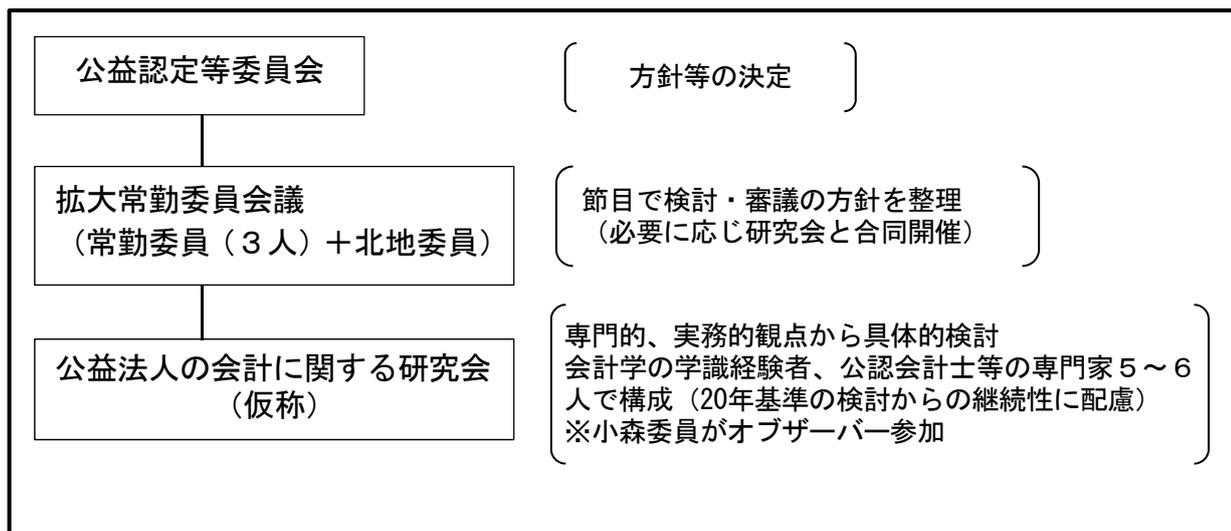
- 日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から、実務上の課題の提示を受けた上で、検討課題を整理する。
- 検討過程では、必要に応じ、実態及び論点案についてのアンケート、法人からのヒアリング、改正案のパブリックコメントの実施等を行う。
- 他の案件と同様、審議方針の整理のため、節目において常勤委員会議（注2）で議論する。
- 最終的には、委員会の場で審議し、方針を決定する。

（注2）3人の常勤委員のほか、公認会計士である非常勤委員も参加する拡大会議とする。

4 任期、スケジュール等

- 今後、公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討するため、研究会の設置期限は設けない。なお、構成員の任期は毎会計年度とする。
- 研究会の開催頻度は、当面、1か月に1回程度とする。

(参考図)



(別紙)

公益法人の会計に関する研究会
構成員 (案)

2013. 7. 12

梶川 融 日本公認会計士協会副会長

金子良太 國學院大學経済学部教授

上倉要介 日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

長 光雄 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

中田ちず子 中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

(50 音順)

(オブザーバー)

小森幹夫 公益認定等委員会委員

(注) 高山参与、長参与の両氏は、現行の公益法人会計基準（平成 20 年会計基準）を検討した当時の「会計に関する研究会」の構成員です。

公益法人の会計に関する研究会運営要領

平成 25 年●月●日
公益法人の会計に関する研究会申合せ

1. 構成及び運営

- (1) 座長は公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）のメンバーの互選により定め、座長代理及び主査はメンバーの中から座長が指名する。
- (2) 研究会は、座長が招集する。
- (3) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (4) 主査は、座長を補佐し、審議の内容を整理し、取りまとめを行う。
- (5) 座長は、課題を検討するに際し必要な範囲において、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

2. 議事の進行等

- (1) 会議の進行は、座長が務める。
- (2) 議事要旨は、内閣府公益認定等委員会事務局において作成し、座長の確認を求める。

3. 庶務

研究会の庶務は、内閣府公益認定等委員会事務局において処理する。

2013年8月5日

会計基準研究会 に望むこと



～民間非営利活動推進センター～
理事長 太田達男

いわゆる平成20年公益法人会計基準について (公法協の評価)

- 1 法制上の遵守基準と融合した精緻な会計基準
- 2 遵守基準を精査する立場の行政にとっては便利な会計基準
- 3 しかし、計算書類を作成する公益法人及びこれを閲覧する一般国民にとっては理解が容易ではない会計基準

(参考) 公法協ウェブアンケート
(平成25年6月～7月実施)

質問9: 公益法人は、事実上「平成20年公益法人会計基準」に則って会計処理を行うこととなっているが、同基準について、何らかの不都合がありますか。

1. 不都合は感じていない	841	51.8%
2. 不都合を感じている	499	30.7%
3. わからない	283	17.4%

発信先件数	6,710
回答件数	1,623

自由記入欄 コメント件数 425件
(別紙ご参照)

本研究会で特に検討していただきたいこと

- 1 法令上の要請と会計基準の関係を整理すること
例：区分経理、各種の定義からなる会計・資産区分、拘束・非拘束の会計原則及びそれらの収益・費用配賦、資金移動の制約など
- 2 法令上の要請と会計基準の分離可能性を検討すること
- 3 小規模法人の負担を軽減する会計上の対策を検討すること
- 4 資金収支ベースと損益ベースの調和の可能性を検討すること
- 5 今後の公益法人会計基準の設定主体を検討すること
- 6 予算制度・財産目録など会計に隣接する公益認定法独自の制度について妥当性を検討すること
- 7 定期提出書類について、会計に関連する部分の要式を再検討すること

本研究会の運営について

- 1 公益法人実務家の関与をお願いしたい
- 2 審議の公開をお願いしたい

◇ 損益計算ベースから生ずる問題指摘 (34件)	
1	理事会等で理事・監事に説明するのが大変。16年度会計の計算書を別添つけるよう何度も依頼されている。
2	理事会、評議員会では、ほぼ会計の内容を理解できない状況があり、収支計算書のみが理解可能な状況
3	理事・評議員への説明に従前の収支予算・計算書を作成する必要がある。
4	理事・代議員・会員への説明が難しい。(従来は16年基準で処理・説明をしていました)
5	役員が従前の予算書決算書様式に慣れているため、説明が難しい。
6	役員から判りづらいとの意見があり、別に資料を作成して説明している。
7	法人管理する上で資金ベースの収支計算書を作成していますが、予算管理が難しい。
8	補助金を受けていることから資金収支決算を行う必要があるが、20年基準では会計別ではなく実質でもって事業別に決算することから、異なる二つの決算書を作成しなければならず負担が大きい。
9	平成20年公益法人会計基準により作成した財務諸表だけでは、評議員、理事を含む当法人の関係者への理解を得ることは難しいため、旧来の様式による決算書等も用意しなければならず、結果として、今までより短期間で複数の計算書類(財務諸表等)を作成する必要があり、事務処理の負担が大幅に増大した。
10	評議員会、理事会での説明に際し、理解を得にくいので、別途説明用資料を作成している。
11	損益ベースや会計単位が16年基準と違い行政庁からの補助や委託を受けている団体は独自に収支ベースや一般や特会の決算書を作成するため事務の増加や整合性の面で不都合を感じている。
12	損益ベースと収支ベースの科目の括りが統合されておらず、一定の支障は生じている。
13	正味財産ベースで決算するが、収支ベースでないと実際の金額が見えにくい。→このため、当協会は財務担当理事や理事会報告用に収支ベースの決算も作成している。
14	従来は収支予算、決算の方が説明しやすいのに、増減計算書方式は事業の内容の説明が分かりにくい。
15	従来は収支計算の方が短期的には財政の健全性を把握しやすい。昨年度末のように保有財産の評価額が増した場合、実態にそぐわない数値が示される。
16	収支決算報告について、社員への理解浸透が図りにくい。
17	収支計算書を作成しなければ監事、理事等への説明が不十分になる。公益法人での損益計算の必要性は少ない。
18	収支計算書は資金繰りの管理の上で必要不可欠であるので、妥当な作成方法についてもっと検討し、指導するべきだ。
19	収支計算書と正味財産増減計算書との関係についての知識、指定正味財産に関する知識及び仕訳を会計ソフトに入力・配賦等するための知識も必要となるため、とても難しいと感じている。
20	収支計算書がないと、単年度の次期繰越金の額が明示されないため、説明しづらい。
21	収支計算が正味財産計算書であることから、収支計算書と突合しない部分があること。
22	収支ベースの予算・決算がないため、大きな財産の動きがある投資活動の状況がわからない
23	事業計画、予算の積み上げ(補助金の申請・報告)には小科目が必要で16年度会計基準に則っており、二度手間である。
24	資金ベースの収支計算書の作成の是非。とりあえず25年度予算は作りましたが、25年度決算、26年度予算については今後検討しております。
25	市との関係で
26	財団の管理費は公益、収益各事業に按分して計上する基準になっているが、評議員会、理事会で管理費全体が把握しにくいとの意見があった。別紙として按分前の収支を添付して説明している。
27	行政からの補助金についての経理処理と整合性が表現しにくい。
28	県から補助金を受けている付属施設の会計報告が按分前と按分後のダブルスタンダードになる。
29	区から補助金を受けているが、区の会計制度と違うため、決算書等、提出書類を別途作成する必要がある。
30	管理費について、収支相償との兼ね合いから、その多くを事業費にしているため、法人としての管理費率が著しく低下し、外部からの事業を受けるにあたって支障がある。管理費は管理費として、公益目的事業費として認めてほしい。
31	一般の会員にとっては、難しいしわかりにくい。よって、当法人では、旧形式の決算書も併せて作成し、総会資料に添付している。従って作成する書類の数が増え、煩瑣である。
32	20年度会計基準に則った予算・決算書と、国庫補助金の実績報告の様式に違いが有り過ぎ、複雑かつ理解に苦しむ。
33	20年基準会計と補助金管理の関係
34	16年度の会計基準の方が、役員にとっても支出内容が分かりやすいと思われる。

◇ 会計区分・資産区分に関する問題指摘 (85件)	
1	法人会計を区分会計する必要はないのではないか。
2	法人会計の列は財務全体を見るときに不必要。法人は事業のために働いているのだから、法人会計を別扱いする必要は無い。
3	法人会計の存在
4	法人会計の赤字が解消できない。公益目的事業比率の高い法人や収益事業を実施していない法人では、法人会計の区分をする意味がないと思われる。
5	法人会計の区分が不明確で、区分作業に時間を要している。区分する必要性があるのか疑問である。
6	法人会計の概念は必要ないと考える。内部管理会計でコーポレート勘定が必要ならつけばよいのであって財務会計で必須にするのは「見える化」が進む現在に反する。わかりにくくしているだけ。
7	法人会計の意義が分かりにくく、評議員会等での説明に苦慮する。
8	分けて管理したい事業が多い場合、各担当者が公益・収益・共益・法人の区分をする必要が生じる。また、帳票の枠が多くなる。
9	不都合を感じている(※具体的な不都合の事項があればご記入ください。)現在の正味財産増減計算書の形式は、事業や団体の運営の費用を賄うためにどの財産を用いたかが分かりやすい一方、縦一列で一般正味財産の部と指定正味財産の部を表示するよう指定されていることにより、正味財産の増加額が容易には把握しづらい。USGAAPのStatement of Activityをみると、一般正味財産の部と指定正味財産の部を別列で表示した上で、さらに一般正味財産の部と指定正味財産の部の合算値も表示する形式である(下記リンク先サンプル参照)。このような表示をすれば、現行形式の長所(=どの財産を用いたかが分かりやすい)を維持しつつ、合算値で正味財産の増加額を表示できると思われる。 http://www.cof.org/files/Documents/WebNotebook/December2003/ABC_Sample_FS.pdf
10	煩雑でわかりにくい、損益ベースで捉えるのであれば、目的別事業会計と法人会計の区分は必要なのか疑問である。
11	煩雑である。特に法人会計の必要性について理由がまったくわからない。間接的であっても、事業実施に必要な経費については事業費ではないだろうか。中でも公益事業のみ実施している法人における法人会計の役割は何であろうか。また、これだけ難解な制度であるのに、会計士や行政庁によっても見解が違い、どこに相談して良いやらわからない。
12	煩雑である。公益目的事業のみ実施する法人には、法人会計は不要である。会計ソフト上で、配賦費用について、ケアレス入力ミスをした場合、間違いを探すのが一苦勞である。(例えば電話料100を、各会計区分に配賦した場合の値は、恣意的な数字であり、意味がない数字である。会計区分がひとつならば、100の差額が発生したら、電話料が怪しいかもとチェックの対象になる)
13	内部取引消去の考え方になじめない
14	特別会計を設けた場合の内部借入、内部貸付、資金の精算が煩雑
15	特別会計が設置できない。
16	特定資産の管理が難しい。(特に債券を購入した場合)
17	特に指定正味財産の支出に関する会計処理取扱
18	当財団は、奨学金の貸与事業を行っており、毎年増加一方です。この増加に対応する為、貸与奨学金準備金なる勘定科目を設け、支援企業からの寄附金の内、増加予定分を繰り入れしています。この貸与奨学金及び貸与奨学金準備金は、共に特定資産の指定正味財産と位置付けしている所ですが、正味財産増減計算書(指定正味財産の所)と貸借対照表の指定正味財産が、上手行きません。奨学金の貸与(出金時)と貸与奨学金の返済(入金時)の処理で、他の財団の会計処理をご教授頂ければ幸いです。
19	他会計振替についての考え方、やり方が複雑、不明確。
20	正味財産増減計算書内訳表の会計別正味財産期首残高の記載を求められているが、前基準は会計別となっていないため、どのような基準で算定すべきか、そもそも必要なのか、判然としていない。
21	正味財産増減計算書の内訳書において横の勘定科目(事業費、管理費)に加えて、縦の事業内訳(公益事業、法人管理)で区分する意味が分からない。あの0の羅列を見て誰も変だと思わないのが不思議。
22	正味財産増減計算書の資産の部分が分かりにくい。
23	正味財産増減計算書、貸借対照表に各々内訳表が要求されていること。(特に貸借対照表内訳表が必要なかどうか)
24	小規模財団では事業区分別正味財産増減計算書は手数を掛ける意義を感じない。認定申請時に、いくつかの事業をまとめて認定された法人と実態は同じなのに差が大きすぎる。
25	小規模な団体の場合、内訳表などの諸表作成が煩瑣である。
26	小さな組織なので、特に人件費なので案分が難しい。一人の人間が複数の部分に係るので。
27	従来の財産に事業費・管理費の色分けをして管理していたわけではないので、ここで急に色分けしての管理を要求されたこと

◇ 会計区分・資産区分に関する問題指摘 (85件)	
28	収益事業等利益を50%を超えて公益事業に繰り出した場合、貸借対照表の内訳表まで作らなければならないことは余りにも非現実的。経理はきちんとしていても資金繰りはどんぶりで行っているのが現実かつ一般的。
29	収益事業を全く行っていない財団です。公益目的事業会計と法人会計において、決算では分けて収支計算しているが公益目的事業会計の赤字が膨れ上がりどのように処理をした好いかを担当機関に問い合わせたところ、「単年度予算なので関係ないからそのままでよい」との回答であった。果たしてそのままが良いものなのか疑問である。
30	事業目的別に会計処理を行う便益と法人会計に区分する便益が不明。
31	事業毎の詳細な経費がわかりにくく、予算を策定するにも別途集計が必要になる。例えば、刊行事業の印刷費といっても、何の印刷費(Aの冊子?Bの冊子?)かは明示されない。
32	事業毎に分けることで複雑になり、事務量が増えた。
33	事業費・管理費の区分と、法人会計の区分が二重になっており財務諸表が見辛く、無駄。
34	事業・法人会計別の経理など、収益事業を行わない法人にとっては、必要以上に煩雑な事務を強いられている感があります。
35	事業・法人会計と分ける意味は
36	指定正味財産の部が分りにくい。
37	指定正味財産と、一般正味財産の仕訳処理。償却原価法に伴う有価証券の経理処理。公益目的事業会計と法人会計の仕訳処理。
38	指定正味財産で時価評価をしている有価証券の償還時の入れ替え時に生ずる差額の処理(新購入債権時価がオーバーパーのとき、従来の満期有価証券@100円で償還。)
39	指定正味財産、一般正味財産、基本財産、特定資産等、理解しにくい。
40	指定と一般の区分は、大規模法人は必要であるが、小規模の法人は、一般区分のみの簡易会計基準でよい(表示も含め会社より難易度が高すぎる)。貸借対照表の財産管理を適正に処理すれば充分である。
41	市民に広く開示をしていくという公益を目的とする法人の趣旨から言えば全体的に相当分りにくい。特に指定正味財団と一般正味財産の考え方。運営に関与しているメンバーや会計のプロからしても分りにくいとの声が多い。
42	三つの会計区分(公益、収益、法人)への分類や按分が非常に煩雑である。
43	公益目的保有財産は原則取り崩し不可であるが、当財団は社債を購入している。満期償還され、新規に別の社債を購入した際の財産紐付けが煩雑と思っている。
44	公益目的事業毎に区分して会計処理を行わなければならない
45	公益目的事業会計等の共通事項は、どのタイミングで個別の公益目的事業へ振替えればよいのかわからない。
46	公益目的事業会計と法人会計を分ける必要があるのか疑問
47	公益目的事業会計と法人会計の区分が分りにくい。
48	公益目的事業会計、法人会計の管理はわかりにくく、煩雑である。
49	公益目的事業会計、法人会計など、区分経理をすることは、手間がかかるだけで、法人には何のメリットもないものと思われる。
50	公益目的事業を4つに分けているが、事業費率に基づく按分が多く、大変煩雑になっている。
51	公益目的事業の収支が今後ずっとマイナスである場合、そのマイナス財源の補てんはどうすれば良いかが分からない。
52	公益目的事業のみを実施しているが、事業間接費である管理費を法人会計に区分することで、会計処理が煩雑となっている。
53	公益目的事業のみの法人については、事業会計と法人会計との区分が、運営管理上意味がない。
54	公益目的事業が唯一の事業であっても、公益事業会計と法人会計に分離して資産・費用を会計処理しなければならないのは煩瑣。
55	公益目的事業が一つの場合に法人会計が必要か?
56	公益目的事業1本で法人会計との区分経理を求められ、経費の配賦は分りにくいし、煩瑣であり、相当の労力を必用とする。公益事業1本の場合、区分経理を要しない方向に改めることはできないか。
57	公益目的事業、収益目的事業を区分することの業務が増えそれに伴いさまざまな事務処理が増大した
58	公益目的事業、収益事業、法人会計への費用配分の煩雑さ。
59	公益目的会計、法人会計に分けて配賦するのがややこしい。また周囲にもわかりにくい。
60	公益法人会計と法人会計の収入部分の比率が不明確である。

◇ 会計区分・資産区分に関する問題指摘 (85件)	
61	公益法人会計と法人会計の収入部分の比率が不鮮明である。
62	公益法人会計、法人会計、収益会計と複雑になり、少人数で事務を行っているが、事務処理が煩雑で苦慮している。一般企業のように、複式簿記による会計にして簡素化してほしい。
63	公益事業区分が細かすぎ分類が煩雑であること、予算設定後の新規事業の扱いが厳格すぎることで、経費の公益配分原則が明確でないこと、会計ソフトの研修が不足し経理区分判断で混乱しやすいこと、など
64	公益事業の中の各事業毎の配分は不要ではないか。また、法人会計もこれまでのように管理費として扱えばよいのではないか。
65	公益事業のみを行う法人については、法人会計は不要とすべきである。経費の移し替え等事務手続きの煩雑を招いている。
66	公益と法人会計の区分が煩雑で分かりにくい。
67	公益と法人に分けるため、間違いが生じ易い。
68	公益・収益・法人会計別の預金(通帳)管理に苦労している。
69	公益、他1、法人会計にまたがる同日開催の単一事業にかかる支払において、会計区分毎に仕訳処理することが面倒である。
70	公、収、法の3つの会計で、日々の実務を行う事はかなり煩雑である。
71	区分経理が煩わしい
72	区分経理、配賦基準
73	区分会計を行わなければならないので、とても煩雑です。公益認定を受けることを第一優先にしたために、公益目的事業を複数本にしました。とても後悔しております。せめて一本であれば、少しは楽だったのであろうと感じます。また、「配賦」を行いますので、端数の処理に手間取ります。
74	管理費(法人会計)を区分するための事務負担が大きい。どのような割合で区分するか、根拠の設定も困難である。
75	各会計毎の仕訳処理について、もう少し具体的にモデルを示してほしい。
76	各会計にまたがって発生する費用の認識基準や配賦率の妥当性の解釈の差異
77	会計区分をまたぐ振替において諸口を用いるが、各会計でその諸口が相殺されずに積み上がっていくことに違和感を覚える。また収入のない公益および法人会計の収支がマイナスとして積み上がっていくことにも同様の違和感がある。
78	会計を分けなければならないので
79	会計ごとの処理のため、伝票枚数が多い
80	B/Sで公益目的と管理目的保有財産を分けたり、P/Lでは公益目的会計と法人会計に区分経理をするようになったが、区分経理を全ての法人で行う意味合いがわからない
81	70%以上を公益事業に使用すること、という指定のもとで受け入れた寄付金を指定正味財産として処理する場合に処理の仕方がわかりにくい。
82	「法人会計」の存在意義がわからない。
83	(理由)事業費と管理費の両方にまたがる共通経費の経理処理が発生し、煩雑となった。
84	公益認定の基準は制度自体の根幹に関わるものであり、運用基準が厳しいのは理解できるが、当法人が新規設立ではなく、民法法人からの移行なので、会計用語の難解さや仕分けの違いなどにハードルの高さを感じる。第1に、会計は正味財産増減計算書を3区分し、仕分けのたびに、人件費、物件費のすべてを3区分するが、合理的な決定と挙証責任が法人にあることで、細部にわたる実証の基礎となる公益目的事業への従事実態の割合に応じた配賦計算は煩雑なものがある。第2に事業年度において生じた剰余は収支相償の原則により、公益目的事業比率の計算において特定費用準備資金として計上するが、公益目的事業の活動計画立案に苦慮する。こういった制限のもとでの法人経営は、会費、寄附、助成金、補助金をもって活動運営を行う法人にとって、自治体の緊縮財政による連続するマイナスシーリング、日本の寄附文化の難しさもあって、維持存続のための財源確保が課題となっている。
85	会計区分が非常に煩雑で手間がかかる。また、配賦基準があるため、外部からは理解がかなり困難と思われる。

◇ 理解が困難、複雑、事務負担大 (207件)	
1	理事会、社員総会の説明
2	理解できない。専門過ぎて素人集団では対応が難しい。
3	理解が難しい。法人の性質と会計基準が合わない。事業収入が確定的でないので支出との関係が難しい。
4	用語等が難しく、素人には重荷となっているため会計士さんのサポートに頼ることが大である。
5	余りにも煩雑であり、会計泣かせである。事業結果報告の電子申請も素人には理解出来ない難しさである。
6	役員には理解しづらいようである。
7	問われるまでもなく、すべてにおいて不都合だと感じている。どこの法人様も同じじゃないですか？愚問ですよ？
8	満期保有目的有価証券であっても額面価額で計上できない(償却原価の処理が必要になる)等、煩雑な処理が多い。
9	法の趣旨は理解するも実務が煩雑になり、膨大なエネルギーをさかねばならない。
10	簿記の知識のない者が携わるにはあまりにもわかりにくい。
11	補助金関係で、国の科目と会計基準の科目が一致していない。
12	平成20年公益法人会計基準は難しい。
13	分かりにくい
14	分かりにくい
15	複雑極まりない会計処理であり簡素化が望まれる
16	複雑になりすぎて管理が難しい
17	複雑な会計書類が多い
18	複雑で分かりづらい
19	複雑で手間が多く時間がかかる。
20	複雑で解りにくい。
21	不明点が多い
22	不都合というほどでもないが、平成24年度が初年度だったため、「これで大丈夫」という確信が持てないままに進めるのは大変だという印象がある。
23	不慣れなためと感じているが、もう少し経験してみないと判断は難しい
24	必要以上に煩雑である。
25	非常に複雑で分かりづらい。そういった所は都度会計士に確認を取りつつ進めるので時間がかかる。
26	費用の科目が目的別でなく、手段別なので、内部管理がしづらい。
27	煩瑣的である(細かい点まで込み入っていて煩わしい)。
28	煩瑣で分かりにくく、予算・決算処理の際や、理事会等への説明に苦労している。給与手当のように従事割合で配賦している科目もあるが、実際業務にあたっている感覚からすると、従事割合の合理的な算出は不可能だと思う。
29	煩瑣で時間を必要とする
30	煩瑣である。
31	煩瑣である
32	煩瑣である
33	煩瑣であり、事務量が増加
34	煩雑になり、職員の法人会計比率を抑えるのが難しい。決裁書類の多さに、役員が音を上げている現状。
35	煩雑で分かりにくい
36	煩雑で仕分けがたいへんである。
37	煩雑で作業に手間がかかる。もう少し単純にしてほしい。
38	煩雑である。
39	煩雑である。
40	煩雑である。
41	煩雑である。
42	煩雑である

◇ 理解が困難、複雑、事務負担大 (207件)	
43	煩雑である
44	煩雑である
45	煩雑であり、事務処理量が膨大である。
46	煩雑だと思います
47	煩雑すぎる。
48	煩雑、事業費のこれまでとの比較対比が直接的に出来ない。
49	莫大な事務負担がかかる。
50	任期のある理事には理解をする時間が足りない
51	難解である
52	難しすぎる。
53	難しすぎて、社員にはなかなか理解できないと思う。
54	難しく、わかりにくく、煩雑である。
55	難しく、わからない点が多々ある。
56	難しい内容だと思います。
57	難しい上に複雑で専門の人がいないと進められない
58	難しいし分かりにくい、煩瑣極まりないもので、会計処理に忙殺され、本来やるべき公益事業に没頭できない状況がある。
59	難しいし、わかりにくいし、基準に則ってやっているつもりだが、実際に解ってやっていないのでいつも不安である。
60	難しい。詳しくない人間が携われるレベルではない。その専用人間が必要になる。
61	難しい。解りにくい。
62	難しい、わかりにくい。
63	難しい、わかりにくい、煩雑である。
64	難しい、わかりにくい、煩雑そのものである。まるで罪人扱いのように感じる。
65	難しい、わかりにくい
66	難しい、
67	難しい わかりにくい
68	難しい わかりにくい
69	難しい
70	難しい
71	難しい
72	難しい
73	難しい
74	難しい
75	難しい
76	難しい
77	内容は理解できるが実態に合った方法とは思えない。
78	内容が複雑すぎて、役員等への説明が大変
79	内訳表の作りづらさ、前年実績や予算標記がしづらい点、管理費を法人会計として別会計にするわずらわしさと、公益事業しか行っていないことに対するその意味不明な点
80	独特の専門知識が必要で分かりにくい。
81	当会のような奨学事業のみの財団の決算としては、却って分かりにくく、煩雑である。
82	伝票入力などの処理が煩瑣で時間を要する。
83	伝票処理等の手続きが煩雑になった。
84	適用会計基準との齟齬
85	通常業務はまだ平成16年度基準で会計処理を行っているため

◇ 理解が困難、複雑、事務負担大 (207件)	
86	通常業務は、会計制度に精通した者が携わっているわけではなく、全体的に複雑で分かりづらい。
87	大変わかりにくいし、大変煩雑である
88	貸与金の動きが収支計算書では、わかりにくい。
89	相当な財務知識及び法解釈が理解できていないと、単年度の理事制をとっているところは大変ですし、現在マニュアルを作成中で継続的に引き継いでいく作業を進めている段階です。
90	全てが複雑である
91	前任者は退職し、現在の業務執行理事兼事務担当者は公益移行直後に採用された者で、専門的知識が乏しいため、経理全般に不都合を感じている。
92	専門家でないと理解不能
93	説明がよくわからない箇所がある。また、煩雑である。
94	設問と同様の負担と感じてはいるが、第三者や不特定多数に対する分かり易い財務諸表の公開は公益法人としての説明責任を果たすうえで重要と考えているので、標準科目に無理やり押し付けられる行政庁の指導は大いに不満を感じる。認定更新継続のための資料作成と団体の価値を広く周知するための資料作成に大きな作業負担を伴うことは、事業遂行の上では非生産的であり、一本化した資料作成であることが会計処理の煩雑さを軽減することになると思う。
95	切り替えたばかりなのでわからないことが多々ある。
96	税理士が、介入しないと難しい。
97	正味財産増減計算書が煩雑
98	随所に矛盾点がある。
99	昭和60年基準時代に比べると、格段に経理処理に労力を要しており、基準外の収支予算書、計算書の必要性はガバナンスの見地から以前必要であり、二重の処理となっている。経理スタッフにおいても、損益計算と収支計算を正確に理解している職員は少なく、教育上の問題も残る。
100	十分理解が及ばないため、会計士にお世話になってます。当財団事業規模は小さいことから、もっと簡略化できないものかと思ってます。
101	社員に内容が伝わりにくい
102	実態とはなかなか一致しない。
103	質問4～6の要件を満たすための会計区分が煩雑で、無意味さを感じる時もある。
104	事務量が増えてしまっている。書類が多くなっている。
105	事務負担の増大
106	事務職員の事業に対する案分
107	事務局や役員の負担が大幅に増大している。
108	事務が煩雑になると推測している。(今年度から導入予定)
109	事務・経理処理が煩雑になっており、より時間がかかるようになった。
110	事項が多すぎて記入不可。
111	事業内容の把握が難しいと感じています。
112	仕組みが煩雑で、理事並びに評議員に理解をしてもらうのに大変時間がかかった。
113	作成書類が煩雑である。
114	作成書類が多く、煩瑣である。
115	財務諸表作成の簡素化を望む
116	財務諸表作成が難しく、また説明しづらい。
117	財務諸表の形式が変わりわかりづらい
118	財産ベースでの把握に問題はないとしても、事業の実態が理解しにくい面がある。
119	細かい表が多すぎて非常に手間がかかる。
120	細かいため、わかりにくい。
121	広く会員の同意を得るには公表してもわかりにくい表の羅列になってしまう。
122	公認会計士や税理士の指導やアドバイスを受けないと対応が困難なところがある。
123	公益目的比率の仕訳

◇ 理解が困難、複雑、事務負担大 (207件)	
124	公益法人の健全なあり方をチェックするのに必要であると考えているが、内容が精密すぎて、どの項目のどの計数が、何を判定するための計数か理解できない。求められているが計数が何のために必要なかを明確に示し、説明のできないものは省くべきである。
125	顧問会計士の存在なしには会計処理がしきれず、提出する書類も膨大で、もう少し簡略化できないものか？
126	決算報告等説明が難しい
127	経理担当者は理解できても、理事・会員がどの程度理解できるか…。補助金の報告等も困難です。
128	経理の専門家でないので、分からない部分は、専門家に費用を払って聞かしかない。会社の経理部門に聞いても分からないので、費用と手間がかかる。
129	経常外の取り扱いが判りにくい。
130	軌道に乗るまで、まことに難解だったし、今後決算における報告等の作業も不安です。
131	企業出身者から見ると法人会計の財務諸表はわかりづらい
132	企業会計に慣れた人にはわかりにくい。
133	管理監督する側にとって都合のいい体系となっており、日々の事業運営にはあまり役に立たない。例えば財務諸表に16年基準のような、「前期末残高」「当期増減」「当期末残高」の項目がないので、科目ごとの推移が判らない。
134	学校同窓会が設立した法人であり、事務局は、学校職員が担当しており、会計の専門家ではなく、難しく煩雑である。
135	各法人によりまちまちの財務諸表になっており基本的な表示基準を示してほしい。
136	各個別事業の詳細が把握できない
137	解りにくい、作業従事割合等煩雑
138	会計処理は従前と不都合はないが、公益分との振り分けに時間を要する。
139	会計処理の基準について、わかりにくい部分がある。会計処理が煩雑になった
140	会計処理が非常に時間がかかる
141	会計処理が煩瑣である
142	会計処理が煩雑である。
143	会計処理が増え、煩雑であるためである。
144	会計処理がいろいろ規制されており、大変複雑で理解しがたい項目も多々ある。公益性の範囲でもう少し融通性のある、簡略な処理にならないか。
145	会計処理・電子報告が煩雑で面倒
146	会計事務所に依頼しているが、一般法人と違うのでやりにくい、わかりにくいと言っている
147	会計基準を熟知している役員も少なく、また外向けにも難しすぎて一般の方には理解されていないと思います。
148	会計基準が一般的ではない為、処理の仕方が妥当かどうか聞ける人がいない。
149	会計を分割することにより、単純に作業量や管理が煩雑になった。また、その会計に区分すべきかの判断に迷うものも多く、20年会計への移行作業に多大な時間と労力を要した。
150	会計ソフトが変わったこともあり、煩雑になった。
151	会員が理解しづらい。
152	会員からはH20公益会計基準は会計上正しいのかもしれないが事業ごとの金額が不明で理解出来ないとの指摘が多い。会員などには従来どおりの事業別科目のほうが理解しやすい。
153	科目の内容がわかりにくい
154	科目によって細かく分けられすぎている。
155	印象ですが、16年度会計基準に比べ、細かすぎて作成作業が大変です。会計知識の無い社員に理解させる事が難しいと言うのが実感です。
156	一般の人に解りにくいと言われます。
157	一般の人から見て決してわかり易いものでない。
158	一般の会計とは相違しているため、不明時の問い合わせ先が限られている。(わかりづらい。)
159	一般にわかりにくいのではないか。
160	移行前は、通帳を一つで管理してきたが、移行後、実際に会計処理を行っている、通帳が一つでは、とても管理しきれないため、通帳を各会計ごとに分けることを検討している。

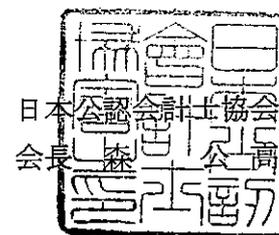
◇ 理解が困難、複雑、事務負担大 (207件)	
161	以前の会計基準と比較し辛い
162	わが寮のような、営利事業もなく、寮生の寮費と、県の運営費補助金で運営している学生寮にとって、煩雑であり、事務局が説明するにもかなりの専門性が必要であり、回答のできない質問は、税理士にといあわせ、回答せねばならず、正直面倒だと思っている。
163	わかりにくく複雑になった
164	わかりにくく煩雑であり、担当者として1ヶ月以上本来の業務にかかわれず業務に支障が生じてしまった。また、担当者が替わるとその引き継ぎが大変である。他の団体では多額の契約料を支払って専門の税理士を頼んで処理したという話も聞いたが。
165	わかりにくいことのほうが多い、
166	わかりにくい。
167	わかりにくい。
168	わかりにくい！
169	わかりにくい
170	わかりにくい
171	わかりにくい
172	わかりにくい
173	わかりにくい
174	わかりにくい
175	より複雑になり専門職でも理解に苦しむことがある。
176	より簡便で、正しいやり方があるのではないかと思います、よくわかりません。
177	やっと取組みを始めたばかりで、評価は難しい。
178	もっと簡便な様式にしてほしい
179	まだスタートしたところで理解できない
180	ナンセンス(経理担当)
181	とにかく難しい
182	とにかく手間がかかるようになり、会計処理に費やす時間や決裁が増えた。公益法人の趣旨からするとそれより事業に時間を費やすのが本来の目的なのに…。そのために人を増やすことなどできません。
183	とても難しい
184	スタートしたばかりなので、戸惑いがある。また決算に関しては、提出書類も従来に比し多く求められているようなのでわかりにくい。
185	これまで行ってきた収支予算・決算と異なり、専門家の支援が必要である。
186	これまでと比べ細かく処理しなければならなくなったので、仕事量も増え大変になった。
187	これから対応を検討しなければならぬため。
188	あまりにも細かくなりすぎる
189	PCAを使っているが、事業費と管理費を別々に伝票たてたり、一つの通帳を伝票上わけたり、この会計基準にあわせるために、なぜこんなばかげた伝票処理をさせられねばならないのか。私は20年当会で会計をしているし、4人の事務所でもなにもかもしなければならぬから、定款や移行の仕事にたずさわって、事業の内容がわかっているからなんとかできるのであって、それでもぐじゃぐじゃになりながら処理している。それも大残業して休日出勤してだ。しかし、退職するときにはたして引き継ぎができるのかとても不安だ。事業を理解していないと、できない。しかも新人にはとても無理だろう。委託するようなお金のないところはどうすればいいのか。だいたい、公益法人とは奉仕の精神でしているところの方が多のに、天下りで交付金をもらっていて金で処理しているところを基準としている会計基準はおかしいのではないか。
190	H20年公益会計基準にまだ馴染まない中で、それを補う会計システムもまだ完全に構築されておらず、日常の会計処理及び決算時において不都合な点が多い。
191	20年会計基準に従って評価損益等にて当期経常増減額の調整を行っているが、外貨の換算差額等、会計基準上評価損益等に含まれるものとしてそうでないものの区分のベースにある基本的な考え方がよく理解できず、結果算出される評価前当期経常増減額についても説明等に苦慮している。公益認定の財務基準判定の基礎となるものなので、詳細な解説がほしい。
192	20年会計は役人が考えた机上の理論上の考え方であって、実際にそぐわない。会計を進めるうえで支障が多く、16年会計との並行処理を余儀なくされている。

◇ 配賦作業に関連する問題指摘 (54件)	
1	法人と公益の配賦が面倒であり煩雑
2	費用配賦計算を細かく行う必要があるのか疑問
3	費用配賦は予算・決算上煩わしい。
4	費用の配賦等、事務が煩雑になった。
5	配賦比率の変更に伴う会計処理が大きな負担になっている。
6	配賦等が面倒。
7	配賦等、わかりにくい点が多い。
8	配賦処理後の訂正が煩雑
9	配賦処理が複雑で非常に手間がかかる。
10	配賦計算が煩雑・伝票起伝が煩雑
11	配賦基準等による会計処理は事務が煩雑となっている。
12	配賦基準算定に手数料がかかり過ぎる。
13	配賦基準
14	配賦の変更等煩雑である
15	配賦の基準となる職員従事割合の運用について、年度内に実績値を求めることとなっているため、年度内の運用が暫定割合となるため、結果として従事割合確定まで配賦を実施できない状態にある。非常に不都合である。
16	配賦の基準が、不明確である。
17	配賦に伴う伝票等事務処理
18	配賦があるため、事務量が増大。
19	配布基準が面倒である。月単位若しくは決算単位化のハンダが曖昧である。
20	日々配賦を実施していこうとすると、従事割合が前年度の割合による暫定配賦となり、中間決算は暫定決算になってしまう。
21	当財団は、すべての職員が各事業に係っており、その費用を各事業に配賦するのが煩雑で分かりにくく、指定管理者なので収入の配賦も複雑で難しく困っている。また正味財産ベースの予算・決算となり行政へ説明、報告に手間がかかり2重の会計処理と事務を行っており煩雑である。できれば人件費や共通の費用等は法人管理などで一本管理できようになればいいのですが、配賦はあくまでも按分であって実態にあっていないように思われるので、従前の会計基準が費用配賦を無くしてほしいです。
22	人件費等の按分計算が煩わしい
23	人件費を配賦しなければならないことで月々の処理を実際にどのようにしたら良いのか分からない部分がある。また、例となるものが少なく、分からない時に相談できる公的な会計専門の機関が必要だと思う。
24	従事割合による配賦は、煩雑な事務処理となっている
25	収益事業で得た利益の1/2を公益事業に繰り入れる際の計算と、支出の各事業への配賦が煩雑なこと
26	収益や費用配分等で法人会計を含め3会計に配賦しているが、事務処理を非常に複雑化しており実務的には改善が望まれる。
27	収益、費用配分処理を行うため、該当科目の計数が把握しにくい。
28	実際には指定管理を受けている各施設毎に予算管理を行っている状態であるが、20年度基準に沿った形で運営するとすると、1度それを公益目的事業比率などで按分処理をしなければならないため事務量が増え煩雑である。
29	事業費と法人会計の区分した内訳表を作成するのに配賦割合に悩む。
30	事業費と管理費の区分で記票していた伝票が正味財産増減計算書内訳書の区分で起票するようになり、煩雑化した。
31	事業費と管理費の区分、仕訳が細かく、煩雑であるところ
32	事業に関する費用を配付基準に基づき配付する作業が、煩雑で時間を要するなど
33	事業・管理の比率が実態に即していない。
34	支出の事業ごとの予算対比が判りにくい
35	公益目的事業と法人会計における共通経費の按分において、按分方法に苦慮する。また、新規事業の追加や職員数の変動があり、経理が複雑となっている。
36	厳密に行うと按分等が煩雑である。



非営利 25 第 5 号
平成 25 年 7 月 12 日

内閣府公益認定等委員会
委員長 山下 徹 殿



公益法人会計検討のための体制の整備について（要望）

「公益法人会計基準」（平成 20 年 12 月 1 日公表、平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会。以下「平成 20 年基準」という。）に関する課題について検討するための仕組み（体制）の整備を要望いたします。

1. 現状の課題

平成 20 年基準は、大小様々な規模、様々な事業を行う公益法人（公益社団・財団法人、移行法人、申請法人及び一般社団・財団法人。以下同じ。）が適用する一般的、標準的な基準であり、基準に規定がない会計事象が生じた場合には、明確な根拠がないものの、国際的な動向、国内の経済事象を反映している企業会計基準が参考にされているところです。

しかしながら、公益法人の活動目的や組織特性を踏まえると、必ずしも企業会計基準をそのまま取り入れることが望ましいとは言えないとの声もあり、資産除去債務に関する会計基準等の昨今の新しい会計基準の適用可否や、もし適用するとした場合に企業と同じ考え方で良いのか等の疑問が現場から寄せられており、実務上混乱が生じております。

さらに、平成 20 年基準は、公益認定制度に対応した会計基準であることを背景として、制度的な要請が会計基準に反映されております。例えば、指定正味財産と一般正味財産の区分、会計区分間の資金移動、貸借対照表内訳表の作成要否など、会計理論では判断することができない部分もあり、制度趣旨に照らして明らかにされる必要があります。

2. 今回の要望

そのような状況の中、現行実務上の課題や環境変化に伴う新たな会計事象に対応できる仕組み（体制）が必要であり、個別の会計論点を検討していくための場を設け、関係者間で継続的に協議を行っていくことが望ましいと考えます。それに当たって、当協会としてもできる限り協力して参りたいと思っております。

なお、現状、平成 20 年基準のほか、「公益法人会計基準」（平成 16 年 10 月 14 日 公

益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「平成16年基準」という。)等を適用することも許容されており、平成20年基準が仮に改正された場合には、平成16年基準との違いが大きくなり、適用する会計基準が異なる法人間の比較が困難になる可能性があります。民間の公益活動を活性化し、法人の信頼性を高めるためには、寄付者等に対して財務情報を開示することが重要であり、各法人の活動状況を比較・実態把握するための有用な情報が提供されることにより、公益活動の促進につながると考えられます。

そこで、公益法人会計基準の適用状況につき実態調査の上、公益法人の会計実務に過度な負担とならないのであれば、比較可能性が担保され、情報利用者の利便性に資するよう、適用する会計基準を統一していくことが望ましいと考えます。

3. 当協会の取組と協力をお願い

以上のおり要望させていただきましたが、当協会では、公益法人会計だけの課題ではなく、非営利組織会計全体の課題として認識しております。「1. 現状の課題」で述べさせていただいた課題は、実務の混乱に対処すべく早急に検討する必要がある課題ではありますが、将来的には、非営利組織の活動目的、組織特性を踏まえた会計の基礎概念となるフレームワークが設定され、各非営利組織の会計基準設定主体が当該フレームワークを基礎として会計を整備していく仕組みの下、検討・対応されることが望ましいと考えます。

当協会では、非営利組織の会計の基本概念となるフレームワークを積極的に検討していきたいと考えており、本取組に対し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上

要望別紙

1. 企業会計基準との関係

(1) 平成20年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成20年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準

<例>

① 「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日 企業会計審議会)

… 平成16年基準公表後、JICPA において「固定資産の減損に係る会計基準」とは異なる内容(減損の兆候の有無に関係なく、いわゆる強制評価減である旨)の実務指針(非営利法人委員会報告第31号)を公表しているが、平成20年基準においてもそのような解釈でよいか。

② 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 改正平成20年9月26日)

… 平成20年基準では時価評価とされているが、それは、この基準で定められる「収益性の低下」の考え方と整合するものなのか。棚卸資産を有し、その金額に重要性がある法人も少なくない。

③ 「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)

… 工事契約に該当する取引を行う場合の工事進行基準採用の可否。

④ 「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)

… 資産除去債務を負っており、その金額に重要性がある法人も少なくない。

⑤ 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)

… 賃貸等不動産を保有し、その金額に重要性がある法人も少なくない。

⑥ 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)

… 会計方針の変更、表示方法の変更、見積りの変更、過去の誤謬については、すべての法人に発生し得るものである。

(2) 個別の企業会計基準が改正された場合の平成20年基準における対応等

<例>

① 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成10年6月16日 企業会計審議会 改正平成24年5月17日 企業会計基準委員会)

… 平成16年基準公表後、JICPA において当時の「退職給付に関する会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第28号、第29号)を公表しているが、平成20年基準においても改正後の「退職給付に関する会計基準」に準じるという解釈でよいか。

② 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正平成20年3月10日 企業会計基準委員会)

… 平成16年基準公表後、JICPA において当時の「金融商品に関する会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第28号、同第32号)を公表しているが、平成20年基準においても改正後の「金融商品に関する会計基準」に準じるという解釈でよいか。

③ 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日 企業会計審議会第一部会 改正平成19年3月30日 企業会計基準委員会)

… 平成16年基準公表後、JICPA において当時の「リース取引に関する会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第29号)を公表しているが、平成20年基準においても改正後の「リース取引に関する会計基準」に準じるという解釈でよいか。

2. 公益法人に特有な会計上(表示を含む)の論点

<例>

① 「税効果会計に係る会計基準」(平成10年10月30日 企業会計審議会)

… 平成16年基準公表後、JICPA において「税効果会計に係る会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第29号)を公表しているが、平成20年基準においても「税効果会計に係る会計基準」に準じるという解釈でよいか。

新公益法人制度制定に伴い、税制も改正されている。公益社団・財団法人において、みなし寄附を考慮する場合に適用する実効税率の考え方、注記の方法については、ある程度の指針等を設ける必要があると考える。

② 法人税や消費税についてのPLの表示方法

- ・ 内訳表における各会計区分への按分計上(BSを含む)
- ・ 非営利型の一般社団・財団法人における税額控除の適用が受けられない受取利子・配当等に係る源泉税の表示

③ BS内訳表を作成する場合の資産・負債・正味財産の各会計区分への按分計上

- ・ 原則的には、固定資産を使用割合等に応じて各会計区分に可能な限り按分計上せよということであろうが、どこまで厳密に行う必要があるか。(実務上は最も苦勞する部分である。)
- ・ なお、BS内訳表で固定資産を按分計上せず一つの会計区分に計上し、減価償却費を各会計区分に按分計上する場合には、各会計区分間での貸借勘定や他会計振替などを使用せざるを得ない。この場合、認定等の制度への抵触について検討する必要がある。
- ・ なお、BS内訳表の情報価値から検討する必要があると思われる。

④ BS内訳表を作成しない場合のPL内訳表における一般・指定正味財産期首残高の表示

… 記載しなくてよいか。

⑤ 事実の変更に伴うBS会計区分の変更が生じた場合の会計処理

… 建物の使用面積の実態が変わったような場合、各会計区分間での貸借勘定や他会計振替などの勘定科目を使用するのか、あるいは他の考え方があるのか。

⑥ 指定正味財産の指定解除の考え方

… 例えば、建物建設の財源を借入金で賄い、その返済を会員からの事後的な寄附によるような場合、当該寄附金は指定正味財産となるが、その解除は借入金返

済時か、建設した建物の減価償却時か、2つのタイミングが考えられる。指定とその解除の考え方について検討の余地がある。

⑦ 正味財産の金額と内書きである基本財産・特定資産への充当額との関係

… 正味財産が、内書きより少額になることはあり得るのか。

⑧ BS借方と貸方との関係の整理

… 平成16年基準公表後、JICPA において固定資産の区分(基本財産・特定資産・その他固定資産)と負債、一般正味財産・指定正味財産との関係を整理した内容の実務指針(非営利法人委員会報告第29号)を公表しているが、認定法との関係において改めて整理する必要はないか。

⑨ 事業費の表示科目

… 平成20年基準の運用指針では形態別の勘定科目が要請されているが、事業別の勘定科目の表示の可否。

3. 認定等制度と会計との関係

<例>

① 別表Hと財務諸表との関係の明確化

… PL内訳表との具体的な関係(勘定科目)を示す必要があると考える。

② 控除対象財産(1～6号)と財務諸表との関係の明確化

… BS内訳表との具体的な関係(勘定科目)を示す必要があると考える。

③ 移行法人における実施事業資産と財務諸表との関係の明確化

… BS内訳表との具体的な関係(勘定科目)を示す必要があると考える。

④ 借入金による設備投資を行った場合の収支相償

… 借入金により設備投資を行い、借入金の返済期限が減価償却期間より短い場合に、収支相償に影響する場合があると考えられる。

以上

公益法人会計基準適用についてのアンケート結果

2013. 8. 5

I. 概要

実施期間:平成 25 年 7 月 1 日～7 月 16 日

対象法人数:平成 25 年 6 月末時点で、既に公益法人又は一般法人に移行済みであり、かつ、移行後の計算書類を作成したことがあると思われる法人
2,429 法人(うち、公益社団法人 406、公益財団法人 1,004、
一般社団法人 579、一般財団法人 440)

有効回答数:1,498 法人(61.7%)

(うち、公益社団法人 254、公益財団法人 634、
一般社団法人 330、一般財団法人 280)

II. 結果

項目 1: 貴法人におかれましては、いずれの会計基準を適用されていますか？

「20年会計基準」	: 1,409法人(94.1%)	} 89 法人(5.9%)
「16年会計基準」	: 73法人(4.9%)	
企業会計基準	: 10法人(0.7%)	
20年と16年の併用:	3法人(0.2%)	
「60年会計基準」	: 2法人(0.1%)	
不明	: 1法人(0.1%)	

※20年会計基準以外を適用されている場合の理由(選択式・複数回答可。89法人が対象)

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。 :39法人
- ・移行法人へ移行したが、公益目的支出計画の年数が短い
ため、従前から適用している16年会計基準を用いている。 :25 法人
- ・企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。 :11法人
- ・20年会計基準が難しいため。 :10法人
- ・経理業務を税理士・公認会計士に委託しており分からない。 :4法人
- ・その他(自由記載) :25法人

一般社団法人において、むしろ説明が繁雑となり意味を見いだせず、
事務負担が増えるだけ／公益認定移行申請に続き、定期提出物の作成などにより、
会計基準の変更まで手が回らなかった 等

項目2:理事会、社員総会、評議員会での説明など内部管理用として日常使用する会計基準と国民への開示や行政庁への提出の際に使用する会計基準とは、同じですか？

同じ :1,430 法人(95.5%)

異なる: 68 法人(4.5%)

※「異なる」との回答をされている場合の理由(選択式・複数回答可。68法人が対象)

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。:18法人
- ・20年会計基準が難しいため。 :16法人
- ・移行法人へ移行し、公益目的支出計画の年数が短い
ため、従前から適用している16年会計基準を用いている。 :14 法人
- ・企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。:7法人
- ・決算業務及び定期提出書類等の作成を税理士・公認
会計士等に委託しており分からない。 :4法人
- ・その他(自由記載):39法人

事業との対応が16年基準のほうがわかりやすいため／高齢の会員も多く、従来から説明に使用している様式を変更することが難しい／厳密な独立採算を求められており、個々の事業収支を説明するうえでは事業ごとの財務諸表(収支計算書を含む。)を使用するほうが理解が得られやすいため 等

項目3:仮に、今後1、2年の間に、16年会計基準や企業会計基準などから20年会計基準への切り替えを行うこととした場合に、どのようなことが支障になりますか？

(※一般論として、1,498法人が対象)

ある : 66 法人(4.4%)

ない :1,214 法人(81.0%)

分からない:218 法人(14.6%)

※支障があると回答されている場合の支障の内容(自由記載)

個々の成り立ちや事業の性質、税務上の取り扱い等で、民間企業と異なる特徴をもった法人が多い公益法人に、民間基準に準じた処理等を強要された場合、決算書自体がそもそも、わかりやすいものになるのか疑問／比較的少人数で経理処理をしていることが想定されるため、過大な事務負担を強いることになる恐れ／小規模な法人のため資産分割していないが資産や費用を内訳表作成上分割しなければならぬ／公益法人会計システムのソフトは、商品数が少なく高価、理事会での会計報告の際になかなかご理解頂けない、煩雑である 等

項目4:(現在、20年会計基準を適用されている法人のみお答えください。)20年会計基準を適用されていて、改善した方がよいと考えられる点などありましたら記載してください。

※1,409法人が対象(自由記載)

→合計282法人(20.0%)が問題提起

1. 会計基準適用に当たっての難しさ・事務負担 (約 240 法人)

1—1 規模や必要性に応じた柔軟な運用・簡素化の要望(約 190 法人)

○法人の実態に応じた簡素化

- ・一般法人にも公益法人同様の会計基準ではなく、多少負担を軽減してほしい。
- ・法人会計の必要性—特に公益目的事業のみを行っている法人において必要か
- ・法人の規模に応じて簡素化してほしい

○提出書類自体について簡素化

- ・内訳表・区分経理がわかりにくい・不必要—簡素化が必要ではないか(特に貸借対照表の内訳表)
- ・正味財産増減計算書の簡素化

○配賦の必要性

- ・共通費用の事業ごとの分割の必要性
- ・管理費の取扱い—事業費と分ける必要があるのか。
- ・配賦のやり方が不明確

○その他

- ・勘定項目の自由度を広げてほしい。
- ・指定正味・一般正味の区分の必要性

1—2 内外への説明の難しさ(→事務負担増加・事業に支障)(約 35 法人)

- ・書類を見ただけでは事業ごと又は全体像が判然と説明しづらく、まず役員説明用に別途資料が必要になる。また、日常管理をする上でも、実態がつかめず結局事業運営に支障が出る。
- ・難しいため、行政庁の担当者によっても指導が異なるなど実務での混乱をきたし、本来の会計基準の目的が損なわれている。
- ・計算書類(正味財産増減計算書等)の名称、勘定項目、利益項目等で公益法人特有のものがあるために一般の人には非常にわかりにくくなっている。これらについてはできるだけ企業会計と同じにした方が良いのではないか。
- ・勘定科目の名称を企業会計基準と揃えてほしい。
- ・税との関係—税務申告上の区分と異なって2度手間,etc.

1—3 サポート制度・適用方針の明確化・周知の要望(約 15 法人)

- ・わかりやすい解説等を公表してほしい、相談制度等のツール
- ・周知と理解が足りないままでは、かえって情報公開の妨げになる。意義があるものとして理解を得られるための周知が足りない。
- ・公益目的支出計画が完了した法人への対応方針が不明確

2. 制度要望(約 10 法人)

- ・収支相償(単年度ごとの、収支相償を厳しく問われると、多年度にわたる公益目的事業のスムーズな運用が難しくなる／事務負担の観点から区分別収支相償をなくしてほしい／法人を存続してゆく上で、財務基準である収支相償などは柔軟性に配慮したあり方も示して欲しい 等)
- ・剰余金(収支相償・剰余金の次年度使い切りの制度は、剰余金の発生した事業区分内で無理に不必要な物品購入をすることが生じる場合があり、他の事業区分で新しい事業等を計画する時などには使用が認められていない。)
- ・遊休財産規制(収支相償と遊休財産の保有制限を毎年適合としていくと将来的に資金がまわらない法人が生じてきた場合どのような対応を取るのでしょうか 等)

3. 分からない(約 20 法人)

- ・問題点については分からない
(移行したばかり／全て公認会計士等に委任している 等)

4. その他(約 30 法人)

- ・グローバル・スタンダードに近づけてほしい。
- ・会計ソフトが高価又は存在しない
- ・予算対比がしにくい
- ・あまり頻繁に基準を変えないでほしい
- ・正味財産増減計算書の様式が見にくく、どうにかならないか。(事業費、管理費が縦等に2段に表示されるのは見づらい 等)

以 上

公益法人会計基準適用についてのアンケート実施について

平成25年6月28日

アンケート実施の趣旨

「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)においては、20年会計基準(「公益法人会計基準について」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)により定められた公益法人会計基準をいう。以下同じ。)の適用の経過措置として、平成20年12月1日以降開始する最初の事業年度に係る財務諸表は、16年会計基準(「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)により改正された公益法人会計基準をいう。以下同じ。)を適用して作成することができることとされています(同指針附則2)。

他方、FAQ(会計基準)においては、新制度への円滑な移行を図るため、公益法人又は一般法人に適用すべき会計基準については、20年会計基準以外の基準(16年会計基準、企業会計基準)の適用も可とし、より柔軟な対応を認めているところです。

しかしながら、本年11月末には移行期間も終了することを踏まえ、移行済みの法人における適用会計基準の実態を調査し、移行期間満了後の公益法人又は移行法人における適用会計基準の在り方及び20年会計基準についての諸課題に関する検討に資するため、下記のアンケートを実施しますので、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. アンケート対象

平成25年6月末時点で、既に公益法人又は一般法人に移行済みであり、かつ、移行後の計算書類を作成したことがある法人を対象とします(概ね平成24年4月1日以前に移行した法人が対象)。

2. アンケート項目

- ① どの会計基準を適用しているか
20年会計基準以外を適用している場合は、その理由
- ② 日常用いる会計基準と国民への開示や行政庁への提出に用いる会計基準とで使い分けをしているか。
使い分けをしている場合は、その理由
- ③ 仮に、今後1、2年の間に20年会計基準への切り替えを行うこととした場合に、何らかの支障はあるか。
- ④ 20年会計基準を適用している場合、20年会計基準の改善点等

3. アンケート実施方法

別紙に必要事項を記入の上、平成25年7月〇日までに返信下さい。

(別紙)

公益法人会計基準の適用についてのアンケート

以下の項目について回答をお願いいたします。

法人名: _____

1. 公益法人(特例民法法人から公益法人への移行認定を受けた法人及び新規に公益認定を受けた法人をいう。以下同じ。)、移行法人(特例民法法人から一般法人への移行認可を受けた法人をいう。以下同じ。)については、公益法人会計基準の運用指針において、20年会計基準を適用することとされていますが、現在、移行期間にあることから、整備法及びFAQにおいて、20年会計基準以外の基準(16年会計基準、企業会計基準)の適用も認められたものとして運用されています。貴法人におかれましては、いずれの会計基準を適用されていますか？

- 「20年会計基準」
 「16年会計基準」
 企業会計基準
 その他の会計基準(会計基準の名称: _____)

上記回答のうち、20年会計基準以外を適用されている場合には、その理由を以下の中から選んでください。

- 16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。
 企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。
 20年会計基準が難しいため。
 経理業務を税理士・公認会計士に委託しており分からない。
 移行法人へ移行したが、公益目的支出計画の年数が短いため、従前から適用している16年会計基準を用いている。
 その他の理由がありましたら記載してください。
(_____)

2. 理事会、社員総会、評議員会での説明など内部管理用として日常使用する会計基準と国民への開示や行政庁への提出の際に使用する会計基準とは、同じですか？

- 同じ
 異なる

上記回答のうち、「異なる」との回答をされている場合には、その理由を以下の中から選んでください。

- 16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。
- 企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。
- 20年会計基準が難しいため。
- 決算業務及び定期提出書類等の作成を税理士・公認会計士等に委託しており分からない。
- 移行法人へ移行し、公益目的支出計画の年数が短いため、従前から適用している16年会計基準を用いている。
- その他の理由がありましたら記載してください。

()

3. 仮に、今後1、2年の間に、16年会計基準や企業会計基準などから20年会計基準への切り替えを行うこととした場合に、どのようなことが支障になりますか？

ある→支障の内容について記載してください。

(内容:)

ない

分からない

4. (現在、20年会計基準を適用されている法人のみお答えください。)20年会計基準を適用されていて、改善した方がよいと考えられる点などありましたら記載してください。

()

ご協力ありがとうございました。

公益法人の会計に関する研究会開催スケジュール(案)
(平成 25 年 8 月～)

2013. 8. 5

内閣府公益認定等委員会事務局

1. 研究会の開催は、当面、毎月1回を予定している。

2. 開催の計画について

	開催日時	テーマ	項目	備考
第1回	8月5日(月) 10:00～12:00	検討課題の整理 (その1)	(1)研究会の議事運営について (2)公益財団法人公益法人協会からの 意見聴取 (3)日本公認会計士協会からの意見聴取 (4)公益法人会計基準適用についてのア ンケート結果(速報)	座長等の選任他、運営 事項の取り決め
第2回	9月中旬	検討課題の整理 (その2)	(1)公益認定等委員からの意見 (2)公益法人会計基準適用についてのア ンケート結果報告	常勤委員と合同開催
第3回	10月中旬	検討課題の整理 (その3)	課題の整理(順位づけ)	結果につき、拡大常勤 会議への提案

第4回以降は、第3回で整理した結果を受けて、個別の課題の検討を行う。

(留意事項)

- 研究会での検討状況を踏まえて、適宜、拡大常勤会議への提案を予定している。
- 本事業年度内をもって結論を得られない課題については、次事業年度において継続検討を予定している。